

〔平成27年2月20日（金） 9:00 経営会議〕

平成27年第1回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	5件
条例廃止案件	1件
条例改正案件	7件
単行案件	34件
補正予算案件	3件
予算案件	10件
計	60件

《条例制定案件・条例廃止案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市行政手続条例の一部改正の件

国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備することを目的とした行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、国と同じ基準を定めている、美唄市行政手続条例の一部を改正するもの。

〈改正内容〉

- (1) 行政指導の根拠等の明示の新設（第33条第2項関係）
- (2) 「行政指導の中止等の求め」の新設（第34条の2関係）
- (3) 「処分等の求め」の新設（第34条の3関係）
- (4) その他の改正事項

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「かかわる」を「関わる」に改める。

●施行期日 平成27年4月1日

〈条例制定案件〉

◆美唄市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（以下「新教育長」という。）を置くこととなり、新教育長の職が一般職から特別職になることから、改正法第11条第5項に規定された新教育長の職務に専念する義務について、その特例に関し必要な事項を定めるため条例を制定するもの。

〈制定内容〉

職務に専念する義務が免除される場合として、研修を受ける場合、厚生

に関する計画の実施に参加する場合及びこれらのほか教育委員会規則で定める場合を規定する。

＜条例の構成＞

第1条 目的

第2条 職務に専念する義務の免除

第3条 その他

●施行期日 平成27年4月1日

※経過措置として、条例の施行の際に在職する教育長が引き続き教育長として在職する場合、その任期期間は、適用しない。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)により、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(以下「新教育長」という。)を置くこととなり、新教育長の職が一般職から特別職になることから、関係する条例について必要な改正を行うとともに、給与独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、財政健全化計画の推進を図り、現在の独自削減措置を1年継続実施するため、必要な改正を行うもの。

●施行期日 平成27年4月1日

※経過措置として、条例の施行の際に在職する教育長が引き続き教育長として在職する場合、新教育長に関する改正は適用しない。

第1条 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正

＜改正内容＞

教育委員長の報酬額の規定を削る。(別表関係)

第2条 美唄市顕彰条例の一部改正

＜改正内容＞

市政功労者の自治功労として表彰される職に教育長を追加する。

(第2条関係)

第3条 美唄市特別職報酬等審議会条例の一部改正

＜改正内容＞

審議会の所掌事項に教育長の給料の額を規定する。(第2条関係)

第4条 美唄市指導主事の給与に関する条例の一部改正

＜改正内容＞

改正法に伴い、引用条項である「第19条第2項」を「第18条第2項」に

改める。(第2条関係)

第5条 美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する
条例の一部改正

<改正内容>

- (1) 条例の題名を改正するとともに、給与に関する規定を削る。(題名並びに第1条、第2条及び第3条関係)
- (2) 現教育長の給与の独自削減について規定する。(制定附則第10項及び第11項関係)

・給与削減の期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

① 給料の削減

	削減後給料月額	現行給料月額	削減率
教育長	511,000 円	578,000 円	△11.6%

② 期末手当の削減

期末手当 4.10月→3.45月

	削減後支給割合	現行支給割合	削減支給割合
教育長	6月 1.65月	6月 1.975月	△0.325月
	12月 1.80月	12月 2.125月	△0.325月

役職加算なし(削減前：15%加算)

第6条 美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

<改正内容>

- (1) 新教育長を条例が適用となる特別職として規定し、その給料の月額を規定する。(第1条及び第2条関係)
- (2) 市長及び副市長の給与の独自削減について規定する。(制定附則第24項及び第25項関係)

・給与削減の期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

① 給料の削減

	削減後給料月額	現行給料月額	削減率
市長	630,000 円	815,000 円	△22.7%
副市長	579,000 円	655,000 円	△11.6%

② 期末手当の削減(市長及び副市長：附則第22項)

期末手当 4.10月→3.45月

	削減後支給割合	現行支給割合	削減支給割合
市長 副市長	6月 1.65月	6月 1.975月	△0.325月
	12月 1.80月	12月 2.125月	△0.325月

役職加算なし(削減前：15%加算)

〈条例改正案件〉

◆美唄市給与条例の一部改正の件

平成26年の人事院勧告に基づき、給与制度の総合的見直しを行うため、給料表及び単身赴任手当の改正を行うほか、財政健全化計画の実施により、現在の給与の独自削減措置を1年継続実施するため、必要な改正を行うもの。
＜改正内容＞

(1) 平成 26 年人事院勧告に伴う給与改定（給与制度の総合的見直し）

① 給料表

地域間の給与配分の見直し（民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し）及び世代間の給与配分の見直し（官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し）の観点から、給料表の水準の引下げを行うとともに、40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、行政職給料表の5級及び6級にそれぞれ8号俸を増設する。（別表第1、別表第3及び第4関係）

・行政職給料表 平均改定率△1.8%

（5級：85号俸→93号俸、6級：77号俸→85号俸）

・医療職給料表（二） 平均改定率△1.7%

・医療職給料表（三） 平均改定率△1.8%

※医療表給料表（一）は引下げを行わない。

※給料表の切替日である平成27年4月1日より前に昇格等した職員が給料の切り替えにより、不均衡が生じる場合に必要な調整を行うことができる旨規定する。（改正附則第2項関係）

※激減緩和のための経過措置として、3年間の現給保障を行うよう規定する。（現給保障は、給与の独自削減により、給料の削減を行っていない1級及び2級の職員のみ対象となる）（改正附則第3項から第5項まで）

※55歳を超える職員（医療職給料表（一）及び5級以下の職員を除く）の給与の減額について、上記の現給保障終了後は廃止する旨規定する。（給与の独自削減により、運用していない）（制定附則第24項関係）

② 単身赴任手当

派遣等により職員の住居の移転が不可避である一方、子の教育等の理由により単身赴任をせざる得ない場合に、公務の支給額が民間を下回っていることを踏まえ、手当額を引き上げる。第23条第2項関係）

基礎額：23,000円→30,000円

加算額：45,000円限度→70,000円限度

※基礎額は、平成30年3月31日まで段階的に引上げることとし、

その額を規則で定める旨規定する。（改正附則第6項関係）

(2) 一般職給与の独自削減（制定附則第45項から第48項まで）

- ・実施期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- ・医療職給料表(一)を適用する職員は対象外とする。
- ・平成26年度までと同水準の削減とする。

① 給料の削減(附則第40項関係)

〈削減率〉

区 分	行政職給料表	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
7 級	△8.1%	△8.0%	—
6 級	△7.7%		△8.0%
5 級	△7.8%	△6.0%	△5.9%
4 級	△6.0%	△5.9%	
3 級		△6.2%	△6.1%

※1級及び2級については、給料の削減を行わない。

② 期末・勤勉手当の削減

〈支給月数〉

- ・一般職 4.1月→3.5月(0.6月削減)
- ・再任用職員 2.15月→1.82月(0.33月削減)

区 分		削 減 後	削 減 前	削減割合
一 般 職	6 月 支 給	期末 0.925 月 勤勉 0.750 月	期末 1.225 月 勤勉 0.750 月	△0.3 月
	12 月 支 給	期末 1.075 月 勤勉 0.750 月	期末 1.375 月 勤勉 0.750 月	△0.3 月
再任用職員	6 月 支 給	期末 0.485 月 勤勉 0.350 月	期末 0.650 月 勤勉 0.350 月	△0.165 月
	12 月 支 給	期末 0.635 月 勤勉 0.350 月	期末 0.800 月 勤勉 0.350 月	△0.165 月

※勤勉手当の支給割合の削減は行わない。

※期末・勤勉とも役職加算なし

●施行期日 平成27年4月1日

〈単行案件〉

◆財政調整基金使用の件

- ・使用する会計 一般会計
- ・使用する年度 平成26年度
- ・目 的 市立美唄病院事業会計及び水道事業会計の経営健全化支援に充てるため
- ・金 額 301,189,000 円
- ・繰戻しの方法 繰戻しはしないものとする。

◆財政調整基金の一部積立て停止の件

美唄市財政調整基金条例(昭和35年条例第13号)第2条ただし書の規定に基づき、財政事情により、毎年度地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額の100分の1を下らない金額の積立てを停止する。

平成26年度基準財政需要額 × 1/100

8,099,430千円 × 1/100 ÷ 80,995千円

(市民部)

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市南美唄地区共同浴場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市南美唄連合町内会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市し尿処理場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
株式会社 クリタス |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成27年6月30日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|---|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄斎苑 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄斎苑管理運営共同企業体
代表者 イージス・グループ有限責任事業組合 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|---|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市生ごみ堆肥化施設
美唄市一般廃棄物ストックヤード |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
有限会社 北美環境管理 |
| 3 | 指定の期間
美唄市生ごみ堆肥化施設
平成27年7月1日から平成28年3月31日まで
美唄市一般廃棄物ストックヤード
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで |

(保健福祉部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市へき地保育所条例の一部改正の件

平成27年4月1日施行の子ども・子育て新制度において、利用者負担額については、世帯の所得の状況その他の事業を勘案して定めることとしており、従来、前年分の所得税額による階層区分としていたが、新制度実施後は市町村住民税の所得割課税額による階層区分とするため、必要な改正を行うとともに文言整理を行うもの。

〈改正内容〉

- ・「児童デイサービス」を「児童発達支援」に改める。(第5条第2項関係)
- ・別表第1中の階層区分BからC6における定義の改正。(第5条関係)

●施行期日 平成27年4月1日

〈条例制定案件〉

◆美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年度第44号・第3次一括法)により、介護保険法(平成9年法律第123号)が改正され、これまで厚生労働省令で定められている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない「包括的支援事業の実施に関する基準」については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

第1条 趣旨
第2条 定義
第3条 基本方針等

第4条 人員に関する基準
第5条 委任

●施行期日 平成27年4月1日

◆美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年度第44号・第3次一括法）により、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

第1章 総則	第18条 利用者に関する市への通知
第1条 趣旨	第19条 管理者の責務
第2条 定義	第20条 運営規程
第3条 指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件	第21条 勤務体制の確保
第2章 基本方針	第22条 設備、備品等
第4条 基本方針	第23条 従業員の健康管理
第3章 人員に関する基準	第24条 掲示
第5条 従業員の員数	第25条 秘密保持
第6条 管理者	第26条 広告
第4章 運営に関する基準	第27条 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等
第7条 内容及び手続の説明及び同意	第28条 苦情処理
第8条 提供拒否の禁止	第29条 事故発生時の対応
第9条 サービス提供困難時の対応	第30条 会計の区分
第10条 受給資格等の確認	第31条 記録の整備
第11条 要支援認定の申請に係る援助	第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第12条 身分を証する書類の携行	第32条 指定介護予防支援の基本取扱方針
第13条 利用料等の受領	第33条 指定介護予防支援の具体的取扱方針
第14条 保険給付の請求のための証明書の交付	第34条 介護予防支援の提供に当たっての留意点
第15条 指定介護予防支援の業務の委託	第6章 基準該当介護予防支援に関する基準
第16条 法定代理受領サービスに係る報告	第35条 準用
第17条 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	

●施行期日 平成27年4月1日

〈条例改正案件〉

◆美唄市介護保険条例の一部改正の件

介護保険第1号被保険者の保険料率は、3年を区切りとした事業運営期間ごとに設定することとなっており、平成24年度から平成26年度までの事業運営期間が終了することから、平成27年度から平成29年度の保険料率を設定するとともに、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号）が公布され、所得段階区分が標準9段階に見直されたことにより、本市の段階設定を6段階から9段階とするもの。また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26

年法律第 83 号の公布により、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成 27 年 4 月 1 日から開始することとされ、円滑な制度移行を行うことができるよう実施時期の猶予が認められていることから、経過措置を附則に規定するもの。

<改正内容>

(第4条関係)

区 分	改正後	改正前
介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者	31,800円	第1号 27,600円 第2号 27,600円
介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者	47,700円	第3号 41,400円
介護保険法施行令第38条第1項第3号に掲げる者	47,700円	
介護保険法施行令第38条第1項第4号に掲げる者	57,200円	特例第4号 49,680円
介護保険法施行令第38条第1項第5号に掲げる者	63,600円	第4号 55,200円
介護保険法施行令第38条第1項第6号に掲げる者	76,300円	第5号 69,000円
介護保険法施行令第38条第1項第7号に掲げる者	82,600円	
介護保険法施行令第38条第1項第8号に掲げる者	95,400円	第6号 82,800円
介護保険法施行令第38条第1項第9号に掲げる者	108,100円	

※介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を附則に規定

介護保険法第 115 条の 45 第 1 項、第 2 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事業については、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間
は行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

●施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

<条例制定案件>

◆美唄市医療等拠点施設整備基金条例制定の件

「美唄市地域医療再構築プラン」においては、保健センター、地域包括支援センターなど保健福祉の行政機関を一つの施設に集約した上で、介護予防の拠点機能を加えた総合的な保健福祉施設を市立美唄病院と併設して整備することとしている。このため「ふるさと納税制度」を利用した寄附金等について、保健・医療・介護の包括的な連携拠点施設の整備及び医療機器購入等の資金に充てるため、美唄市医療等拠点施設整備基金を設置する条例を制定するもの。

<条例の構成>

第 1 条 設置	第 4 条 繰替運用
第 2 条 積立	第 5 条 処分
第 3 条 管理	第 6 条 委任
第 4 条 運用益金の処理	

●施行期日 公布の日

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市峰延福社会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市峰延福社会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市茶志内福社会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
茶志内3区連合会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市光珠内福社会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市光珠内福社会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市東福社会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市東福社会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市南福社会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市南福社会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市日東福社会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市日東福社会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市西美唄福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市西美唄福祉会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市中村福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市中村福祉会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市東明西福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市東明西福祉会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市茶志内中央福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市茶志内中央福祉会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市東4条福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市東4条福祉会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市北福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市北福祉会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市開発福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
開発連合会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市癸巳福祉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市癸巳福祉会館運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市総合福祉センター |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 美唄市社会福祉協議会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市立茶志内双葉保育園 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市立茶志内双葉保育園運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市立峰延保育所 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市立峰延保育所運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市立進徳保育園 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市立進徳保育園運営委員会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市東地区生活支援センター |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 溪仁会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

(経 済 部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件

施設の電気料金の値上げや最低賃金の引上げ、さらに消費税の引上げや燃料費の高騰など、運営状況が非常に厳しいことから、安定したサービスの提供や施設の健全な運営を確保するため、利用料金の引上げが必要となったことから、美唄市交流拠点施設条例の改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・別表中「大人(中学生以上) 610 円、6,100 円(11 枚綴り)」を
「大人(中学生以上) 700 円、7,000 円(11 枚綴り)」に改める。

●施行期日 平成27年6月1日

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
ピパオイの里プラザ |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄商工会議所 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市交流拠点施設 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
株式会社 アンビックス |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市まちなか交流広場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄商工会議所 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市米穀乾燥調製処理施設 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
美唄市農業協同組合 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市小麦集出荷調製施設 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
峰延農業協同組合 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

(都市整備部)

〈単行案件〉

◆市道路線の認定及び廃止の件

西5条北2丁目線の道路改良工事に伴い、新たに整備された部分と終点を見直し、認定及び廃止するもの。

認定する路線

路線名	起点	終点
西5条北2丁目線	西5条北2丁目1488番123地先 (市道西4条通交点)	西5条北1丁目1488番11地先 (市道昭和通交点)

廃止する路線

路線名	起点	終点
西5条北2丁目線	西5条北2丁目1488番地地先 (市道西4条通交点)	西5条北2丁目1488番地地先

〈条例改正案件〉

◆美唄市給水条例の一部改正の件

給水人口の減少や学校・病院施設等の撤退などにより、給水事業の減少が続き、平成25年度決算で不良債務が発生し、今後も給水収益の増加が見込めないことから水道料金の改定を行うため、必要な改正を行うもの。

<改正内容>

- ・市域外の水道事業者に対する供給条件は、1立方メートル当たり「285円」を「371円」に改める。(第18条第2項関係)
- ・基本料金及び超過料金の改正。(別表関係)

用途	料金		改正後	改正前	引上額
家事用	基本料金 (1月につき)	5立方メートルまで	1,040円	800円	240円
	超過料金 (1月につき)	1立方メートルにつき	247円	190円	57円
団体用	基本料金 (1月につき)	10立方メートルまで	2,303円	1,771円	532円
	超過料金 (1月につき)	1立方メートルにつき	297円	228円	69円
営業用	基本料金 (1月につき)	10立方メートルまで	2,327円	1,790円	537円
	超過料金 (1月につき)	1立方メートルにつき	322円	247円	75円
大口事業場用	基本料金 (1月につき)	3,000立方メートルまで	619,047円	476,190円	142,857円
	超過料金 (1月につき)	1立方メートルにつき	223円	171円	52円
浴場用	基本料金 (1月につき)	200立方メートルまで	19,810円	15,238円	4,572円
	超過料金 (1月につき)	1立方メートルにつき	124円	95円	29円
臨時用	基本料金 (1月につき)	20立方メートルまで	10,152円	7,809円	2,343円
	超過料金 (1月につき)	1立方メートルにつき	595円	457円	138円

●施行期日 平成27年10月1日

<単行案件>

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1	管理を行わせようとする施設の名称 和田公園
2	指定管理者となる団体の名称 公益社団法人 美唄市シルバー人材センター
3	指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(教育委員会)

〈条例改正案件〉

◆美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、公立幼稚園の保育料については、世帯の所得状況等を勘案し、国が定める基準を限度として市町村が定めることとされたことから、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・保護者は、保育料として、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事業を勘案し、市が定める額を納付する旨を規定する。（第 2 条第 1 項関係）
- ・保育料の額は、教育委員会規則で定める旨を規定する。（第 2 条第 2 項関係）
- ・公立幼稚園における就園奨励制度による保育料の減免制度が廃止になったことから、就園奨励に係る規定を削除する。（第 4 条関係）
- ・保育料は、出園実績に基づき、当月分を口座振替等で納付しているため、保育料の過誤納金は生じないことから、還付の規定を削除する。（第 6 条関係）
- ・条文に見出しを付けたほか、規定の整備を行う。（第 1 条、第 4 条、第 5 条関係）

●施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

〈条例廃止案件〉

◆職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例廃止の件

平成 26 年度をもって、職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジが閉校となることに伴い、廃止するもの。

●施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

※経過措置として、附則に「現に奨学資金の貸与の決定を受けている者に係る奨学資金の返還方法については、なお従前の例とする」旨を規定する。

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|--|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
アルテ ピアッツァ 美唄 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人 アルテピアッツァびばい |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市営温水プール |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人 美唄市体育協会 |
| 3 | 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで |

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成26年度美唄市一般会計補正予算(第11号)

補正内容 経営会議資料

(病院事務局)

◆平成26年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

(都市整備部)

◆平成26年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

《予算案件》

◆平成27年度美唄市一般会計予算

◆平成27年度美唄市民バス会計予算

◆平成27年度美唄市国民健康保険会計予算

◆平成27年度美唄市下水道会計予算

◆平成27年度美唄市介護保険会計予算

◆平成27年度美唄市介護サービス事業会計予算

◆平成27年度美唄市後期高齢者医療会計予算

◆平成27年度市立美唄病院事業会計予算

◆平成27年度美唄市水道事業会計予算

◆平成27年度美唄市工業用水道事業会計予算

日程(予定)

2月20日(金)	経営会議	4日(水)	16日(月)
21日(土)		5日(木)	17日(火)
22日(日)		6日(金)	18日(水)
23日(月)		7日(土)	19日(木)
24日(火)		8日(日)	20日(金)
25日(水)		9日(月)	
26日(木)		10日(火)	
27日(金)		11日(水)	
28日(土)		12日(木)	
3月1日(日)		13日(金)	
2日(月)		14日(土)	
3日(火)		15日(日)	

平成26年度 一般会計補正予算案 (第11号)

補 正 前 の 額	17,368,432
-----------	------------

(千円)

歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)
2 総務費	地方人口ビジョン等策定事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	3,000	3,000	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 1 総務費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
1 総務管理費	補正内容 新規 まち・ひと・しごと創生法の制定を踏まえ、本市の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき方向を提示する「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定するための基礎的な調査・分析等を行うもの。	委 託 料 3,000			
8 企画費					
3 民生費	保育施設整備事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	39,301	39,301	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
2 児童福祉費	補正内容 増額 保育施設の再編に伴い、保育施設整備に必要な屋外遊具及び保育備品等を購入し、保育環境の整備を図るもの。	備品購入費 39,301			
2 保育所費					
6 農林費	経営体育成交付金事業	14,812	14,812	道支出金	16 道支出金 2 道補助金 5 農林費道補助金 (経営体育成交付金)
1 農業費	補正内容 増額 国の補正予算を活用し、人・農地プランに位置付けられた経営体が行う、農業機械等の導入に対し支援するもの。	負担金補助及び交付金 14,812			
4 農業振興費					
6 農林費	経営所得安定対策事業	3,000	3,000	道支出金	16 道支出金 2 道補助金 5 農林費道補助金 (青年就農給付金事業補助金)
1 農業費	補正内容 増額 国の補正予算を活用し、青年就農者の経営に対する意欲喚起と就農後の定着を図るために、青年就農給付金を給付するもの。	負担金補助及び交付金 3,000			
4 農業振興費					
7 商工費	市内消費拡大促進事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	52,438	42,438	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 6 商工費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
1 商工費	補正内容 新規 「びばい商品券運営協議会」が実施するプレミアム付き商品券の発行事業を道と共同(道：5%上乗せ)で支援し、消費税の引上げ等により落ち込んでいる購買意欲の喚起を促すとともに、地元消費の向上を図り地域経済の活性化に繋げるもの	負担金補助及び交付金 52,438	10,000	道支出金	16 道支出金 2 道補助金 8 商工費道補助金 (プレミアム付商品券発行促進事業費補助金)
1 商工振興費					
7 商工費	地域人材育成事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	1,600	1,600	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 6 商工費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
1 商工費	補正内容 新規 中小企業等に対して受講料の一部を補助する既存の人材養成事業の補助率、補助対象人員、補助対象限度額を拡充し、中小企業労働者の資格取得を促進し、安心・安全な雇用条件を確保するとともに、人材育成の拡充を通じて市内中小企業等の経営基盤の強化を図るもの。	負担金補助及び交付金 1,600			
1 商工振興費					

歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)
7 商工費	中心市街地元気創出事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	3,500	3,500	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 6 商工費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
1 商工費	補正内容 新規 商業組織等が行う買い物送迎バスの運行やコアびばい内のふれあいサロンでのイベントに対して支援・拡充するとともに、実行委員会が行うまちなか交流広場での既存イベントに対して支援するほか、協議会が取り組む花の植栽に対し支援し、中心市街地の活性化を図るもの。	負担金補助 及び交付金 3,500			
1 商工振興費					
7 商工費	空知団地企業誘致推進事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	2,500	2,500	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 6 商工費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
1 商工費	補正内容 新規 空知団地企業誘致推進会議が実施する誘致活動の活動費を一部負担するとともに、「北海道スノーフード研究会」が実施する雪冷熱を利用した食品の保存や商品開発・加工研究など、スノーブランドの確立に向けた取組みを支援することにより、空知団地への企業立地促進を図るもの。	負担金補助 及び交付金 2,500			
3 企業立地対策費					
7 商工費	海外向けWDCプロモーション事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	1,000	1,000	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 6 商工費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
1 商工費	補正内容 新規 「ホワイトデータセンター構想」の実現に向け、英訳版資料を作成するとともに、海外のデータセンター企業と繋がりを持つ国内事業者を通じて、日本でのデータセンター開設に興味をもつ米国データセンター事業者の掘り起こし調査及び米国でのプレゼンテーション等業務を委託し、「ホワイトデータセンター構想」の早期実現に繋げるもの。	役 務 費 430			
3 企業立地対策費		委 託 料 570			
7 商工費	国内外観光客誘致対策事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	9,335	9,335	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 6 商工費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
1 商工費	補正内容 新規 スマートフォンのアプリケーションなど先端情報技術や新たなキャラクターを活用した首都圏での効果的なプロモーションを実施するほか、外国人観光客の誘致を行うために必要なコーディネーターを配置し海外事業者の招へいなどを行うとともに、観光施設におけるWiFi環境の整備や、外国人観光客向けの研修会などの受入環境整備に取り組むことにより、国内外からの観光客誘致や特産品の販路拡大を図るもの。	給 料 1,559 職員手当等 468 共 済 費 309 旅 費 486 需 用 費 69 役 務 費 1,466 委 託 料 4,841 使用料及び賃借料 50 備品購入費 87			
4 交流推進費					
7 商工費	観光施設を活用した消費促進事業 【地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業】	25,715	25,715	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 6 商工費国庫補助金 (地域住民生活等緊急支援のための交付金)
1 商工費	補正内容 新規 交流拠点施設「ゆ〜りん館」の入浴回数券購入者に対し、無料入浴券と食事券を配布するほか、市内のゴルフ場利用者に対し、ゴルフ割引券を配布し、観光施設の利用喚起を図っていくもの。	需 用 費 432 役 務 費 1,333 負担金補助 及び交付金 23,950			
4 交流推進費					

歳 出 補 正				歳 入 補 正			
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
14	諸支出金	病院会計支出金	200,000		200,000	一 般 財 源	
1	特別会計支出金	補正内容 増額 市立美唄病院経営健全化計画では、一般会計からの繰り入れと自主解消分をもって、約23億5千万円の不良債務解消を行ってきたが、病院会計としての自主解消が一部遅くなったことから、計画達成に向け、追加繰入を行うもの。	負担金補助及び交付金	200,000			
6	病院会計支出金						
14	諸支出金	水道会計支出金	101,189		101,189	一 般 財 源	
1	特別会計支出金	補正内容 増額 本年度決算において、101,189千円の不良債務が見込まれることから不良債務を解消するため、追加繰入を行うもの。	負担金補助及び交付金	101,189			
7	水道会計支出金						
補 正 額			457,390		457,390		
					128,389	国庫支出金	【一般財源の内訳】 財政調整基金繰入金 301,189千円
					27,812	道 支 出 金	
					301,189	一 般 財 源	
補 正 後 の 額			17,825,822				

【繰越明許費】

追加

事 業 名	金 額
地 方 人 口 ビ ジ ョ ン 等 策 定 事 業	3,000 千円
保 育 施 設 整 備 事 業	39,301 千円
市 内 消 費 拡 大 促 進 事 業	52,438 千円
地 域 人 材 育 成 事 業	1,600 千円
中 心 市 街 地 元 気 創 出 事 業	3,500 千円
空 知 団 地 企 業 誘 致 推 進 事 業	2,500 千円
海 外 向 け W D C プ ロ モ ー シ ョ ン 事 業	1,000 千円
国 内 外 観 光 客 誘 致 対 策 事 業	9,335 千円
観 光 施 設 を 活 用 し た 消 費 促 進 事 業	25,715 千円

<追加理由>

本歳入歳出予算に計上している「地方人口ビジョン等策定事業」、「保育施設整備事業」、「市内消費拡大促進事業」、「地域人材育成事業」、「中心市街地元気創出事業」、「空知団地企業誘致推進事業」、「海外向けWDCプロモーション事業」、「国内外観光客誘致対策事業」、「観光施設を活用した消費促進事業」について、平成26年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うもの。

【債務負担行為】

追加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
南美唄地区共同浴場指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
峰延福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
茶志内福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
光珠内福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
東福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
南福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
日東福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
西美唄福祉会館管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
中村福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
東明西福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
茶志内中央福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
東4条福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
北福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
開発福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
癸巳福祉会館指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
総合福祉センター指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
茶志内双葉保育園指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
峰延保育所指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
進徳保育園指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
火葬場指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
まちなか交流広場指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
ピパオイの里プラザ指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
和田公園指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
アルテピアッツァ美唄指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額
温水プール指定管理業務	H27～H29	年度ごとの協定で定める額

<追加理由>

本定例会に提案している各施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を設定するもの。

事業名	市立美唄病院事業	予算所属 市立美唄病院事務局
-----	----------	-------------------

事業の概要												
<趣旨・目的> 市立美唄病院経営健全化計画では、一般会計からの繰り入れと自主解消分をもって、約23億5千万円の不良債務解消に努めてきているが、退職者の人数が当初予定に比べ増加し、退職手当組合精算納付金が平成22年度及び平成25年度において多額に発生したこと、で、病院会計としての自主解消が一部難しくなったことから、単年度ごとの計画達成に向け、追加繰入を受けようとするもの。 また、企業債償還金に不足が生じることから、資本的支出を補正するもの。		<事業の実施体系と内容> 一般会計からの追加繰入を実施し、平成26年度末における資金不足比率の計画目標を達成するとともに、平成27年度末における市立美唄病院経営健全化計画の終了を目指す。 ・補正前 特別利益 310,000千円 ・補正額 特別利益 200,000千円 ・補正後 特別利益 510,000千円 <table><tr><td></td><td>H26計画値</td><td>H26末見込</td></tr><tr><td>資金不足額</td><td>364,922千円</td><td>270,098千円</td></tr><tr><td>資金不足比率</td><td>27.9%</td><td>21.5%</td></tr></table> また、企業債償還金に不足が生じることから、建設改良費を減額し、企業債償還金を増額するもの。 ・補正前 建設改良費 24,689千円 企業債償還金 133,878千円 ・補正額 建設改良費 △2千円 企業債償還金 2千円 ・補正後 建設改良費 24,687千円 企業債償還金 133,880千円			H26計画値	H26末見込	資金不足額	364,922千円	270,098千円	資金不足比率	27.9%	21.5%
	H26計画値	H26末見込										
資金不足額	364,922千円	270,098千円										
資金不足比率	27.9%	21.5%										

会計	市立美唄病院事業会計	款	[1] 病院事業収益	項	[3] 特別利益	目	[1] その他特別利益
----	------------	---	------------	---	----------	---	-------------

補正予算額		財 源 内 訳				
		国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源 (一般会計繰入金)
特 定 財 源 の 内 訳						
款	項	目	名 称			金 額
補 正 予 算 額 の 内 訳						
			合 計			

事業名	水道事業	予算所属	都市整備部水道課
-----	------	------	----------

事業の概要	
<趣旨・目的> 給水人口の減少や学校の統廃合及び病院施設の撤退等により給水収益の減少が続き、平成25年度決算で不良債務37,073千円発生し、平成26年度の給水収益においても、減少となる見込みである。 経費の削減を行いながら予算執行を実施してきましたが、本年度決算見込みにおいて、101,189千円の不良債務が見込まれることから、不良債務を解消するため、一般会計からの繰入れを受けようとするもの。	<事業の実施体系と内容> 一般会計からの追加繰入により、平成26年度末における不良債務を解消することとする。 ・補正前 他会計補助金額 4,569千円 ・補正額 他会計補助金額 101,189千円 ・補正後 他会計補助金額 105,758千円

会計	水道事業会計	款	[1] 水道事業収益	項	[2] 営業外収益	目	[1] 他会計補助金
----	--------	---	------------	---	-----------	---	------------

(単位:千円)

補正予算額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源 (一般会計繰入金)
特 定 財 源 の 内 訳					
款	項	目	名 称		金 額
補 正 予 算 額 の 内 訳					
			合 計		